

# コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

2021年12月28日

Recovery International 株式会社

代表取締役社長 大河原 峻

問合せ先： 取締役 柴田 旬也 050-7112-5452

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化・充実を重要課題と位置づけております。こうした認識のもと、業務分掌の実施や規程の整備等により内部統制を強化するとともに、随時体制の見直しを実施し、企業価値の最大化を図ってまいります。また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大河原 峻	710	37.8
NVCC7号投資事業有限責任組合	370	19.7
株式会社水島酸素商会	200	10.6
SKコンサルティング株式会社	200	10.6
柴田 旬也	100	5.3
ニッセイ・キャピタル6号投資事業有限責任組合	100	5.3
リカバリーグループ従業員持株会	100	5.3
ファイブアイズネットワークス株式会社	40	2.1

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

坂田 敦宏	20	1.1
小幡 嘉信	20	1.1

支配株主（親会社を除く）名	-
---------------	---

親会社名	-
親会社の上場取引所	-

補足説明

-

### 3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

-

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

-

## II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
------------	----

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人 数	1名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
沼田 功	他の会社の出身者										

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に關 する補足説明	選任の理由
沼田 功	○	-	沼田功氏は、自身も会社経営者であり、また、上場会社における監査役（監査等委員）の経験も長く、全社ガバナンス、リスク・マネジメントに関する高い見識を有しております。同氏は、その経験、見識を活かし、取締役会において、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点より貴重な助言を行い、取締役会における議論に積極的

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

			に貢献しております。なお、同氏が総株主の議決権の過半数を所有している会社が当社株式 28,000 株を保有しておりますが、その他同氏が現在/過去において所属する団体と当社との取引関係、人的関係、資本関係、その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
--	--	--	--

### 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査責任者は、四半期に1度面談を実施することにより、監査実施内容や評価結果等固有の問題点の情報共有や相互の監査結果の説明及び報告に関する連携を行い、監査の質的向上を図っております。なお、内部監査責任者は常勤監査役と内部監査の状況について意見交換するなど、積極的な連携を図っております。
---

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人 数	3名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 敬子	公認会計士													
宮崎 雅俊	公認会計士								△					
伊藤 広樹	弁護士								△					

※1 会社との関係についての選択項目

## コーポレートガバナンス

### CORPORATE GOVERNANCE

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 敬子	○	-	伊藤敬子氏は、公認会計士として大手監査法人に在籍していたことから、上場会社に対する豊富な監査経験を有し、また、東証一部上場企業における内部監査、経理業務に携わっていた経験から、想定し得るリスクや、財務及び会計に関する専門的な見地から適切な監査を行っております。また、同氏は常勤監査役として当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、経営全般の見地から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と当社をめぐる環境の変化を把握し、能動的・積極的に意見を述べ、適切な監督を行っております。なお、同氏及び同氏が現在/過去において所属する団体と当社との取引関係、人的関係、資本関係、その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
宮崎 雅俊	○	当社は、2017年2月から2020年3月まで宮崎雅俊	宮崎雅俊氏は公認会計士として大手監査法人に在籍していたことから、上場会社に対する豊富

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

		<p>氏の経営する公認会計士事務所と税務・会計顧問契約を締結しておりました。税務顧問の金額から多額の金銭であったとは言えず、また、過去に当社の業務執行にかかわっていたことが無いことから、独立性は十分確保されていると判断しております。</p> <p>な監査経験を有しているとともに、自身も公認会計士事務所を経営し、経営者として、また、財務及び会計に関する専門的な見地から適切な監査を行っております。加えて、同氏は上場会社を含め、複数社の監査役を兼任しており、その見識を活かし、内部統制の強化に資する助言等を行っており、当社のコーポレート・ガバナンス強化に貢献しております。なお、現在同氏及び同氏が所属する団体と当社との取引関係、人的関係、資本関係、その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
伊藤 広樹	○	<p>当社は、2016年11月から2019年12月まで同氏が所属する法律事務所と法律顧問契約を締結しておりました。法律顧問の金額から多額の金銭であったとは言えず、また、過去に当社の業務執行にかかわっていたことが無いことから、独立性は十分確保されていると判断しております。</p> <p>伊藤広樹氏は、弁護士の資格を有し、主に、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則に関する法的助言、内部統制システム、コーポレート・ガバナンスの構築、運用等に関する法的助言、コンプライアンス体制の構築、運用等に関する法的助言等、コーポレート分野を得意とし、また、以前、当社の顧問弁護士であったことから当社事業等に関する認識、理解も深いことから当社の持続的な成長と社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与する有益な助言を得られるものと期待しております。なお、現在同氏及び同氏が所属する団体と当社との取引関係、人的関係、資本関係、その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れはない判断し、独立役員として指定しております。</p>

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

東京証券取引所に定める独立役員に関する基準を充足した社外役員を全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の	ストックオプション制度の導入
-----------------------	----------------

## コーポレートガバナンス

### CORPORATE GOVERNANCE

実施状況	
------	--

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上と企業価値向上に対する意欲や士気をより一層高めることなどを目的としてストックオプション制度を導入しており、株主総会で承認された範囲内で、その地位及び役割期待に応じて、ストックオプションを付与しております。

#### 【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が 1 億円以上であるものが存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬総額の限度内において、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合等を考慮して定めることとしております。取締役の報酬は、取締役会決議にて代表取締役社長に一任し、株主総会が決定する報酬総額の限度内において代表取締役社長が決定しております。また、監査役の報酬は株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査役会で決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員へのサポートは経営管理部が行っております。取締役会等重要会議の資料の事前配布に当たっては、十分に検討する余裕が確保できるように可能な限り早期の配布に努めており、また、必要に応じて事前説明を行っております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しており、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築し、企業統治の体制強化を図ってまいりました。

(取締役会)

取締役会は、取締役 3 名（うち社外取締役 1 名）で構成しております。毎月 1 回開催するほか、必要に

応じて臨時開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、経営の基本方針、法令や定款で定めた事項、経営に関する重要な事項の決議を行っております。各取締役の担当する業務の状況や単年度予算の進捗状況を含む取締役の業務執行状況の報告を行うことで、取締役間の相互牽制及び情報共有に努めております。また、業務執行から独立した立場である社外取締役の出席により、取締役会への助言・監視を行い経営監督機能の強化を図っております。

#### (監査役会)

監査役会は、監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）で構成し、毎月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。監査役は内部監査責任者及び会計監査人との連携を図るとともに、取締役会に出席し、経営・税務・法務等の幅広い知見から適法性・適正性・妥当性等を確保するための助言や提言を行っております。また、常勤監査役は監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や社内の重要な会議に出席し各取締役からの報告、資料の閲覧等を通じて取締役の業務執行等を監査しております。非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

#### (内部監査)

当社は現時点において小規模な組織体制であるため、独立した内部監査部署は設けておらず、取締役経営管理部部長及び業務部部長を内部監査責任者としております。なお、自己監査とならないように、経営管理部の内部監査は業務部部長、業務部の内部監査は経営管理部部長が、それぞれ内部監査責任者として内部監査を実施しております。

内部監査担当者は監査役と連携を図り、内部監査を実施しております。また、内部監査計画に基づき、監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門の改善指導・改善状況を確認し、内部監査の実効性の向上に努めております。

#### (インシデント協議会)

当社では、訪問看護の現場でリスクにつながる事象が発生した場合、ヒヤリハットレポート（事前の事象）またはアクシデントレポート（事後の事象）を作成することとなっており、これらを総称してインシデントレポートと呼んでいます。レポートは全従業員が閲覧できる場所に格納され、リスク管理責任者は当社の他の部署へ同様の事案が生じないように対策を講じるため、重要な会議体にて当該インシデントについて周知し、再発防止のために必要な指示を行っております。なお、レポートのうち、特に重要な事項については 3 ヶ月に 1 度開催されるインシデント協議会にて取り上げ、重大事故発生防止に取り組んでおります。当該インシデント協議会で協議された内容について、経営上の重要事項に係るものは経営会議においても言及され、また取締役会には当協議会において協議された内容は全て報告されます。

#### (会計監査)

当社は、監査法人 A & A パートナーズと監査契約を締結し、独立した立場から監査を受けております。なお 2021 年 12 月期において監査を執行した公認会計士は斎藤晃一氏、松本浩幸氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 7 名、その他 5 名程度であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の企業規模、事業内容を勘案し、監査役会及び会計監査人を設置し、経営監視機能の客觀性及び中立性を確保する経営管理体制を整えており、現状の体制で外部からの経営監視機能は十分に果たしていると判断しております。

## III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日を回避した日程設定に努めています。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャー・ポリシーの作成・公表	上場後に当社ホームページにおいて開示することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ではありますが、今後の株主構成等を考慮した上で開催を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	上場後は定期的に実施することを予定しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成を鑑みつつ、海外投資家向けの定期的な説明会に関しては開催を検討してまいります。	なし
IR資料をホームページ	上場後は当社ホームページにIRサイトを設け、掲載する	

ページ掲載	ことを予定しています。
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部が担当する予定であります。

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	適時開示規程及び適時開示資料等管理ガイドラインにおいて、ステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことと定めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社ホームページ、会社説明会等により、ステークホルダーの皆様に対する積極的な情報開示を行う方針であります。

## IV. 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）を以下のとおり決議し（2018年4月23日新設及び2021年3月25日改定）、この方針に基づいた運営を行っております。なお、この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- (3) 取締役及び使用人は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。
- (4) 代表取締役は、内部監査担当者を選任し、内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、使用人の業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
- (5) 監査役は、「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。なお、監査役会を設置し、監査役間の連携を図るものとする。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令及び「文書保管管理規程」及び「情報システム管理規程」その他の社内規程に従い、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを見覧することができるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、労務管理、情報管理、その他事業活動に伴い生じる様々なリスクに対処するため、各種管理規程、細則及びマニュアルの設定や報告・監視体制を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回開催する他、必要に応じて臨時開催する。また、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、「職務权限規程」等において取締役の権限、責任等の明確化を図る。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用者の配置を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用者を置くものとする。

6. 前項の使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

前項の使用者に対する指揮命令権限は監査役に専属し、取締役の指揮命令を受けないものとする。

#### 7. 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制

(1) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行に関する重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。

(2) 取締役及び使用者は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。

(3) 取締役及び使用者は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。

8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は前項の報告をした者に対し当該報告を行ったことを理由として、不利な扱いを行うことを禁止す

る。

### 9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に必要な費用及び債務については、監査役の請求に従い速やかに支払その他の処理を行う。

### 10. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役並びに取締役と定期的にコミュニケーションを取り、意見交換を行う。
- (2) 監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。
- (3) 監査役は、監査法人及び内部監査担当と定期的にコミュニケーションを取り、各事業年度の監査計画の策定、監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。
- (4) 監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の社外の専門家を任用する機会を保障する。

### 11. 反社会的勢力の排除体制（排除方針及び取り組み）

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関わりは一切ありません。

当社は、今後も反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針としております。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しております。

### 2.反社会的勢力の排除に向けた体制整備の状況

当社は、反社会的勢力による民事介入暴力が発生した場合の対応を目的として「反社会的勢力対策規程」を定め、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針としております。民暴にかかるトラブルの担当責任者は、経営管理部部長とし、反社会的勢力の関係者と思われる者から不当に金銭その他の経済的利益を要求されたときは、経営管理部部長は社

## コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

長の承認を得て直ちに警察に届出、警察と連携を取ります。また、場合によっては裁判所に対し、仮処分を申請致します。

### V. その他

#### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

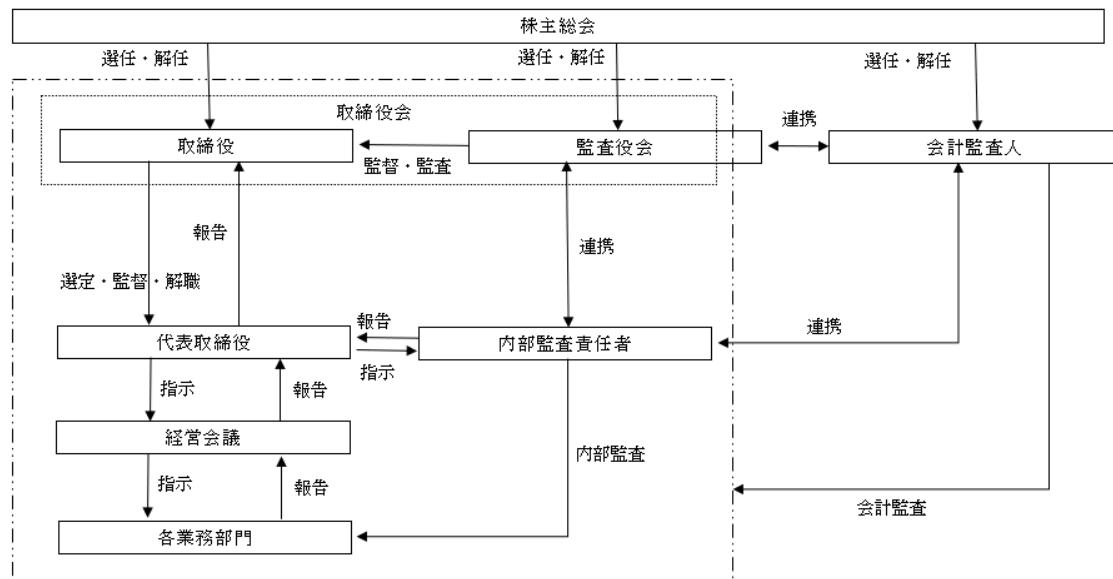
該当項目に関する補足説明

-

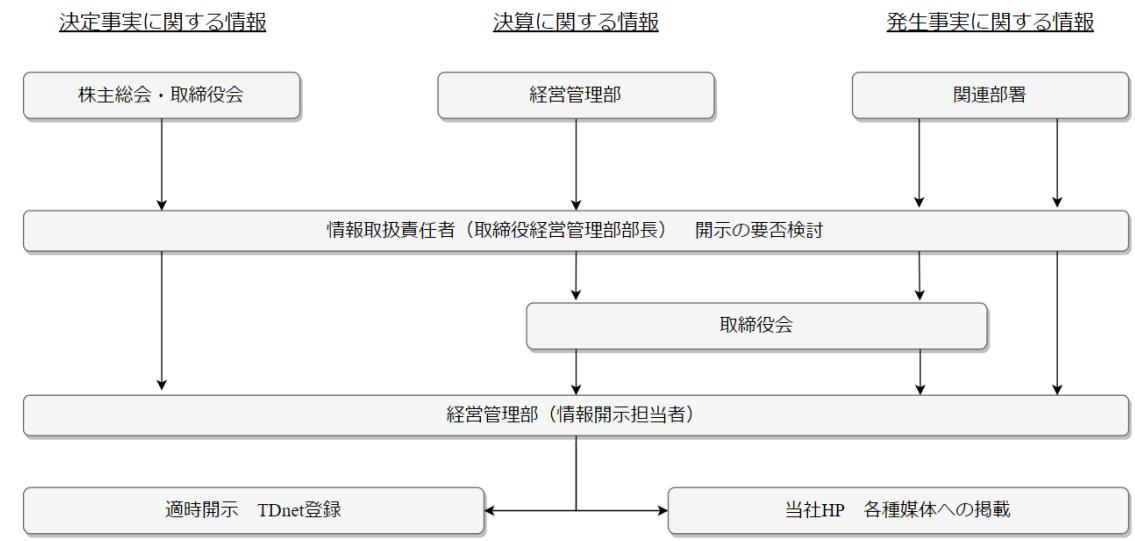
#### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

#### 【コーポレート・ガバナンス体制の概要】



### 【適時開示体制の概要】



以上